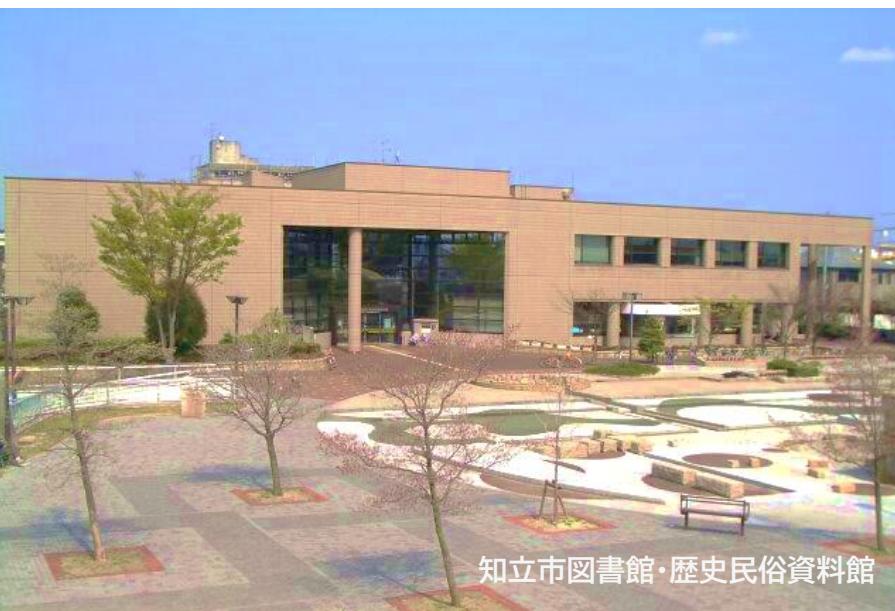


ネーミングライツ パートナー

募集
しています！

公共施設に **愛称** をつけてみませんか？



知立市図書館・歴史民俗資料館



東海道並木歩道橋



昭和テニスコート・グラウンド

※写真はテニスコート部分のみ。



ネーミングライツ(命名権) とは

公共施設に企業名や商品名等を冠した愛称を付けられる権利のことです。市は、ネーミングライツを取得した企業等(ネーミングライツパートナー)から対価をいただくことにより、持続的な施設の運営・サービス向上を図ります。



知立市ホームページ

各施設の募集内容や
導入事例はこちら



知立市図書館

▶ 年額 **100万円**※1 以上

☎ 文化課図書係

TEL 0566-83-1131

知立市歴史民俗資料館

▶ 年額 **100万円**※1 以上

☎ 文化課文化振興係

TEL 0566-83-1133

昭和グランド 昭和テニスコート

▶ 年額 **60万円** 以上

☎ 生涯学習スポーツ課スポーツ振興係

TEL 0566-82-5151

東海道並木歩道橋

▶ 年額 **20万円** 以上

☎ 土木課管理係

TEL 0566-95-0155

※1 図書館と歴史民俗資料館は複合施設であるため、単体あるいは一体での応募を選択できます(単体・一体のいずれであっても、年額100万円です)。

※2 各施設のネーミングライツ料には、別途消費税及び地方消費税が必要です。

▶ ネーミングライツ料 ※2

☎ 申込・施設に関する問合せ先

募集の概要

// 募集期間

随時(毎月末締切)

※申込みがあった場合は、募集を終了(申込みがあった月の末)します。その後、審査の結果又は契約締結に至らなかった等の理由により募集を再開する場合があります。

// 申込み方法

申込書及びその他の提出書類を希望する施設の「申込・施設に関する問合せ先」へご提出ください。

受付時間 郵送の場合：毎月の最終開庁日・開館日の午後5時必着
持参の場合：午前9時～午後5時(閉庁日・休館日を除く)

※申込みの際には、『知立市ネーミングライツ導入ガイドライン』及び各施設の『ネーミングライツ募集要項』を必ずご確認ください。

// 制度に関する問合せ先

知立市 企画政策課地方創生SDGs係 TEL 0566-95-0114

※申込み・施設に関する問合せは、各施設の問合せ先へご連絡ください。

// 愛称決定までの流れ



// ネーミングライツパートナーの特典

- パートナーの決定後、パートナー名や施設の愛称、ネーミングライツ料、愛称の使用期間を報道機関へ情報提供するとともに、市ホームページ等で広く公表します。
- 愛称の普及のため、市が発行するパンフレット等で積極的に愛称を使用するとともに、関係団体等へ周知します。 ※主催者の都合により、正式名称を使用又は併記する場合があります。
- パートナーのホームページ等で、パートナーであることを広報することができます。